

レディスカード「ポシェット」

カードローン取引規定変更条項（令和2年4月1日から適用）

条項	新	旧
前文	私は、株式会社ジャックスの保証（以下「保証会社」という）に基づき、表記記載の金融機関（以下「甲」という）とのカードローン取引（以下「本取引」という）において、 <u>下記に定める各条項を契約内容とすることに同意し</u> 、本規定に基づく一切の債務につき責任を負います。	私は、株式会社ジャックスの保証（以下「保証会社」という）に基づき、表記記載の金融機関（以下「甲」という）とのカードローン取引（以下「本取引」という）において、本規定に基づく一切の債務につき責任を負います。
<u>第1条(契約の成立)</u>	<u>1. この契約は、私からの申込みを甲が甲所定の審査のうえ、承諾したときに成立するものとします。</u> <u>2. この契約による個別の借入契約は、甲から金銭が交付されたときに、個別に成立するものとします。</u>	(新設)
第2条(取引の開設) 第2項	<u>甲は本取引に使用するためのローンカード（以下「カード」という）を発行するものとします。カードの発行にあたっては甲の定める手数料を支払うものとします。なお、甲において一般に行われる程度の手数料の改定が行われた場合には、改定後の甲店頭にて示された所定の手数料が適応されるものとします。</u>	(新設)
第4条(取引期限) 第2項	<u>継続にあたっては、甲所定の継続申込手続きとし、甲店頭にて示された所定の事務取扱手数料を甲の定める方法で支払うものとします。</u>	(新設)
第4条(取引期限) 第4項第1号	当座貸越借入元利金（損害金を含む）の残額を甲に弁済するものとします。但し、甲および保証会社が認めたときは、 <u>第7条及び第8条</u> の定めにより当座貸越借入元利金を弁済することができるものとします。	(旧第3条第3項第1号) 当座貸越借入元利金（損害金を含む）の残額を甲に弁済するものとします。但し、甲および保証会社が認めたときは、 <u>第6条及び第7条</u> の定めにより当座貸越借入元利金を弁済することができるものとします。

<p>第9条(定例返済金等の自動引き落とし) 第1項</p>	<p><u>第7条</u>による返済は自動引落としの方法によるものとします。毎月の返済日までに指定口座に返済金相当額を預入するものとします。甲は返済日に普通預金通帳(総合口座通帳を含む)および同払戻請求書なしで引落としのうえ、返済にあてるものとします。</p>	<p>(旧第8条第1項) <u>第6条</u>による返済は自動引落としの方法によるものとします。毎月の返済日までに指定口座に返済金相当額を預入するものとします。甲は返済日に普通預金通帳(総合口座通帳を含む)および同払戻請求書なしで引落としのうえ、返済にあてるものとします。</p>
<p><u>第10条(カード発行手数料の支払)</u></p>	<p><u>本取引におけるカードローンの発行手数料は本契約締結時に支払うものとします。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>第11条(期限の利益の喪失) 第1項</p>	<p>①<u>第7条</u>に定める債務の返済を遅延し、翌月の返済日にいたるも返済しなかったとき。 ②支払の停止または破産・民事再生手続開始の申立があったとき。 ③手形交換所の取引停止処分を受けたとき。 ④私の預金その他甲に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が發送されたとき。 ⑤住所変更の届出を怠るなど私の責めに帰すべき事由によって、甲において私の所在が不明となったとき。 <u>⑥保証会社より保証の取消しがあったとき。</u></p>	<p>(旧第9条第1項) ①<u>第6条</u>に定める債務の返済を遅延し、翌月の返済日にいたるも返済しなかったとき。 ②支払の停止または破産・民事再生手続開始の申立があったとき。 ③手形交換所の取引停止処分を受けたとき。 ④私の預金その他甲に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が發送されたとき。 ⑤住所変更の届出を怠るなど私の責めに帰すべき事由によって、甲において私の所在が不明となったとき。 <u>⑥相続の開始があったとき。</u> <u>⑦保証会社より保証の取消しがあったとき。</u></p>
<p>第12条(貸越の中止) 第1項</p>	<p><u>第7条</u>に定める返済が遅延している場合または前条により本取引による一切の債務につき期限の利益を失った場合には新たな貸越を受けることができないものとします。</p>	<p>(旧第10条第1項) <u>第6条</u>に定める返済が遅延している場合または前条により本取引による一切の債務につき期限の利益を失った場合には新たな貸越を受けることができないものとします。</p>
<p>第13条(解約) 第2項</p>	<p><u>前11条</u>各号の事由があるときは、甲はいつでも本取引を解約することができるものとします。</p>	<p>(旧第11条第2項) <u>前9条</u>各号の事由があるときは、甲はいつでも本取引を解約することができるものとします。</p>

<p>第16条(充 当の指定) 第1項</p>	<p>弁済または第14条による差引計算の場合、私の甲に対する債務全額を消滅させるに足りないときは、甲が適当と認める順序方法により充当することができ、その充当に対しては異議を述べません。</p>	<p>(旧第14条第1項) 弁済または第12条による差引計算の場合、私の甲に対する債務全額を消滅させるに足りないときは、甲が適当と認める順序方法により充当することができ、その充当に対しては異議を述べません。</p>
<p>第16条(充 当の指定) 第2項</p>	<p>第15条により私が相殺する場合、私の甲に対する債務全額を消滅させるに足りないときは私の指定する順序方法により充当することができます。</p>	<p>(旧第14条第2項) 第13条により私が相殺する場合、私の甲に対する債務全額を消滅させるに足りないときは私の指定する順序方法により充当することができます。</p>
<p>第21条(反社 会的勢力の排 除) 第1項</p>	<p>私は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、<u>テロリスト(疑いのある場合を含む。)</u>等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当しないこと、および次の各号のいずれかにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。</p>	<p>(旧第19条第1項) 私は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当しないこと、および次の各号のいずれかにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。</p>
<p>第21条(反社 会的勢力の排 除) 第2項</p>	<p>私は自ら<u>又は</u>第三者を利用して<u>次のいずれか</u>に該当する行為を行わないことを確約します。</p> <p>①暴力的な要求行為 ②法的な責任を超えた不当な要求行為 ③<u>本</u>取引に関して、脅迫的な言動をし、<u>又は</u>暴力を用いる行為 ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて甲の信用を毀損し、<u>又は</u>甲の業務を妨害する行為 ⑤その他前各号に準ずる行為</p>	<p>(旧第19条第2項) 私は自ら<u>または</u>第三者を利用して<u>次の各号の一つにでも</u>該当する行為を行わないことを確約します。</p> <p>①暴力的な要求行為 ②法的な責任を超えた不当な要求行為 ③取引に関して、脅迫的な言動をし、<u>または</u>暴力を用いる行為 ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて甲の信用を毀損し、<u>または</u>甲の業務を妨害する行為 ⑤その他前各号に準ずる行為</p>

<p>第21条(反社会的勢力の排除) 第3項</p>	<p><u>私が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第1項の規定にもとづく表明・確約に関し虚偽の申告をしたことが判明し、私との本取引を継続することが不適切である場合には、私は、甲からの請求によって、本取引による債務全額について期限の利益を失い、本取引のカードローン内容および取引規定に定める返済方法によらず、直ちに本取引による債務全額を返済するものとします。</u></p>	<p>(旧第19条第3項) <u>次の各号の事由が一つでも生じ、甲において私との取引を継続することが不適切である場合には、私は、甲からの請求によって、この契約による債務全額について期限の利益を失い、借入要項記載の返済方法によらず、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。なお、この場合において、私が住所変更の届出を怠る、あるいは私が甲からの請求を受領しないなど、私が責任を負わなければならない事由により請求が延着または到達しなかった場合は、通常到達すべき時に期限の利益が失われたものとします。</u></p>
<p>第21条(反社会的勢力の排除) 第4項</p>	<p><u>前項の場合において、私が住所変更の届出を怠る、あるいは私が甲からの請求を受領しないなど、私の責めに帰すべき事由により、請求が延着し、又は到着しなかった場合は、通常到達すべき時に期限の利益が失われたものとします。</u></p>	<p><u>①私が暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当したとき。</u> <u>②私が第2項各号のいずれかに該当する行為をしたとき。</u> <u>③私が第1項の表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき。</u></p>
<p>第22条(合意管轄)</p>	<p>本取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、甲本店または甲支店の所在地を管轄する<u>地方裁判所又は簡易裁判所</u>を管轄裁判所とすることに合意します。</p>	<p>(旧第20条) 本取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、甲本店または甲支店の所在地を管轄する簡易裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。</p>
<p>第24条(契約の変更) 第1項</p>	<p>この契約の内容を変更する場合(第6条第3項により利率が変更される場合を除く)、甲は変更内容および変更を私に通知(甲店頭の掲示を含む)するものとします。私は、変更日以降は変更後の契約内容にしたがい本取引を行います。</p>	<p>(旧第22条) この契約の内容を変更する場合(第5条第3項により利率が変更される場合を除く)、甲は変更内容および変更を私に通知(甲店頭の掲示を含む)するものとします。私は、変更日以降は変更後の契約内容にしたがい本取引を行います。</p>

<p>第24条(契約の変更) 第2項</p>	<p><u>前項のほか、甲は、次の各号に該当する場合には、あらかじめ、効力発生日を定め、この契約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を、甲のホームページにおける公表その他相当な方法で私に周知したうえで、この契約を変更できるもの</u> <u>とします。</u></p> <p><u>①契約内容が私の一般の利益に適合するとき。</u></p> <p><u>②変更の内容が本取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき。</u></p>	<p>(新設)</p>
----------------------------	---	-------------

カードローン取引規定（令和2年4月1日から適用）

私は、株式会社ジャックスの保証（以下「保証会社」という）に基づき、表記記載の金融機関（以下「甲」という）とのカードローン取引（以下「本取引」という）において下記に定める各条項を契約内容とすることに同意し、本規定に基づく一切の債務につき責任を負います。

第1条（契約の成立）

1. この契約は、私からの申込みを甲が甲所定の審査のうえ、承諾したときに成立するものとします。
2. この契約による個別の借入契約は、甲から金銭が交付されたときに、個別に成立するものとします。

第2条（取引の開設）

- 本取引は、甲本支店のうちいずれか1ヵ所店のみで開設するものとします。
- 甲は本取引に使用するためのローンカード（以下「カード」という）を発行するものとします。カードの発行にあたっては甲の定める手数料を支払うものとします。なお、甲において一般に行われる程度の手数料の改定が行われた場合には、改定後の甲店頭にて示された所定の手数料が適応されるものとします。
- 私は、本取引の返済用預金口座として、私名義の表記預金口座（以下「返済用口座」という）を指定します。

第3条（取引の方法）

- 本取引は、当座貸越取引とし、小切手、手形の振出あるいは引受、または預金口座振替による自動支払は行わないものとします。
- 本取引は、現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含む。以下「支払機」という）を使用して出金する方法により当座貸越を受けるものとします。
- カードおよび支払機の取扱いは、甲所定の取扱規定によるものとします。

第4条（取引期限）

1. 本取引の期限は、契約成立からその表記契約期間の応答日の属する月の表記約定返済日（休業日の場合はその翌営業日）、または契約成立からその表記契約期間の応答日の属する月の月末の何れかとし、甲が定めるものとします。ただし、期限までに、甲から期限を延長しない旨の申し出がない場合には、取引期限は更に同期間延長されるものとし、以降も同様とします。
2. 継続にあたっては、甲所定の継続申込手続きとし、甲店頭に表示された所定の事務取扱手数料を甲の定める方法で支払うものとします。
3. 甲が審査等のため、資料の提供または報告を求めたときは、直ちにこれに応じるものとします。また、継続審査のため、甲ならびに保証会社が加盟する個人信用情報機関から取得する個人信用情報を利用することに同意します。
4. 甲から期限を延長しない旨申し出がなされた場合、または私の年齢が満65歳を超えて迎える契約期限に達した場合は新規借入を行わず、次のとおりとします。
 - ①当座貸越借入元利金（損害金を含む）の残全額を甲に弁済するものとします。但し、甲および保証会社が認めたときは、第7条及び第8条の定めにより当座貸越借入元利金を弁済することができるとします。
 - ②当座貸越借入元利金金額を弁済後、本取引は終了します。
 - ③カードは直ちに甲に返却します。

第5条（貸越極度額）

1. この契約による貸越極度額は甲及び保証会社の審査より決定されるものとし、甲が記入する貸越極度額に従うものとします。
2. 甲がやむを得ないと認めて、極度額を超えて私に当座貸越を行った場合も、この契約の各条項が適用されるものとし、甲からの請求があったときは極度額を超える金額を直ちに返済するものとします。
3. 甲は前項第1項に係らず、この契約の貸越極度額を変更できるものとします。この場合、甲は、新しい極度額及び変更日を私に通知しまたは同意を得るものとします。

第6条（利息、損害金）

1. 本取引による貸越金の利息は、表記記載の約定返済日（休業日の場合はその翌営業日）に貸越元金に組み入れるものとします。利息の計算は、付利単位を100円とし、甲所定の表記利率及び甲所定の計算方法によります。この場合、利息を貸越元金に組み入れることにより貸越額が貸越極度額を超えるときもこの規定が適用されるものとし、私は、甲の請求があったときは貸越極度額を超える金額を直ちに返済するものとします。
2. 甲に対する債務を履行しなかった場合は、表記損害金率（年365日の日割計算）に基づく損害金を支払うものとします。
3. ①金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、甲が前項の利率を一般に行われる程度のものに変更できるものとします。
②前号による利率変更の内容は、甲の店頭または支払機に掲示するものとします。

第7条（定例返済）

1. 本取引に基づく当座貸越借入金の返済は、毎月表記約定返済日（休業日の場合は翌営業日）に表記返済金額を甲所定の返済方法により返済するものとします。
2. 前項にかかわらず、返済日当日における貸越借入金残高が前項に定める返済金額に満たない場合には、返済日当日現在における貸越借入金残高全額を返済するものとします。

第8条（随時返済）

1. 前条による定例返済のほか随時任意の金額を返済できるものとします。ただし、手形・小切手・証券類は当座貸越口座へ直接入金できないものとします。
2. 前項の随時返済は、次条の自動引き落としによらず直接甲の店頭および現金自動預入支払機、当座貸越口座への振込にて行うものとします。
3. 定例返済が遅延している当座貸越口座への入金については、遅延金に充当し、残額を随時返済金とします。ただし、入金額が遅延金合計額に満たない場合は、当座貸越口座への入金は行わないものとします。

第9条（定例返済金等の自動引き落とし）

1. 第7条による返済は自動引き落としの方法によるものとします。毎月の返済日までに指定口座に返済金相当額を預入するものとします。甲は返済日に普通預金通帳（総合口座通帳を含む）および同払戻請求書なしで引落としのうえ、返済にあてるものとします。
2. 前項の預入が遅延した場合には、甲は返済金と損害金および甲の定める返済遅延金回収督促手数料について、預入後いつでも前項に準じた取扱いができるものとします。

第10条（カード発行手数料の支払）

本取引におけるカードローンの発行手数料は本契約締結時に支払うものとします。

第11条（期限の利益の喪失）

1. 私について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、甲から通知催告等がなくても、本取引による一切の債務につき当然期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。
 - ① 第7条に定める債務の返済を遅延し、翌月の返済日にいたるも返済しなかったとき。
 - ② 支払の停止または破産・民事再生手続開始の申立があったとき。
 - ③ 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - ④ 私の預金その他甲に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が發送されたとき。
 - ⑤ 住所変更の届出を怠るなど私の責めに帰すべき事由によって、甲において私の所在が不明となったとき。
 - ⑥ 保証会社より保証の取消しがあったとき。

2. 次の各号の場合には甲の請求によって本取引による一切の債務につき期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。

- ①甲に対する債務の一つでも期限に履行しなかったとき。
- ②甲との取引約定の一つでも違反したとき。
- ③本取引に関し甲に虚偽の資料提供または報告をしたとき。
- ④前各号のほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

第12条（貸越の中止）

1. [第7条](#)に定める返済が遅延している場合または前条により本取引による一切の債務につき期限の利益を失った場合には新たな貸越を受けることができないものとします。
2. 前項のほか金融情勢の変化、債権の保全その他相当の事由がある場合は、甲はいつでも新たな貸越を中止することができるものとします。

第13条（解約）

1. 私はいつでも本取引を解約することができるものとします。この場合、私は甲所定の書面により甲に通知、直ちに本取引による債務を全額弁済します。
2. [前11条](#)各号の事由があるときは、甲はいつでも本取引を解約することができるものとします。
3. 第2項により本取引が解約された場合は、直ちにカードを返却し、本取引による債務を全額弁済するものとします。

第14条（差引計算）

1. 本取引による債務を履行しなければならない場合には、その債務と私の預金その他の債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず、いつでも甲は相殺することができるものとします。
2. 前項の相殺ができる場合には、甲は事前の通知および所定の手続を省略し、私に代わり諸預け金の払戻しを受け、債務の弁済に充当することができるものとします。
3. 第2項によって差引計算する場合、債権債務の利息、損害金等の計算については、その期間を計算実行の日までとし、利率、料率は甲の定めによるものとします。

第15条（相殺）

1. 私は弁済期にある私の預金その他の債権と本取引による私の債務とを相殺することができます。
2. 前項により私が相殺する場合には、相殺通知は書面によるものとし、相殺した預金その他債権の証書、通帳は届出印を押印し直ちに甲に提出します。
3. 第1項により私が相殺した場合における債権債務の利息、損害金等の計算については、その期間を相殺通知の到達の日までとし、利率、料率は甲の定めによるものとします。

第16条（充当の指定）

1. 弁済または[第14条](#)による差引計算の場合、私の甲に対する債務全額を消滅させるに足りないときは、甲が適当と認める順序方法により充当することができ、その充当に対しては異議を述べません。
2. [第15条](#)により私が相殺する場合、私の甲に対する債務全額を消滅させるに足りないときは私の指定

する順序方法により充当することができます。

3. 私が前項による指定をしなかったときは、甲が適当と認める順序方法により充当ことができ、その充当に対して異議ありません。
4. 第2項の指定により債権保全上支障が生ずるおそれがあるときは、甲は遅滞なく異議を述べ、担保、保証の有無、軽重、処分の難易、返済期の長短等を考慮して、甲の指定する順序方法により充当することができるものとします。
5. 第2項によって甲が充当する場合には、私の期限未到来の債務については期限が到来したものととして、甲はその順序方法を指定することができるものとします。

第17条（危険負担、免責条項等）

1. 私が甲に差入れた証書等が事変、災害等甲の責めに帰すことのできない事情によって紛失、滅失または損傷した場合には甲の帳簿、伝票等の記録に基づいて債務を弁済します。なお、甲から請求があれば直ちに代替りの証書等を差入れます。
2. 甲が、本取引において諸届その他書類に使用された印影を表記約定書に押捺した印影または返済用預金口座の届出印と相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取扱ったときは、それらの書類・印章について偽造・盗用等の事故があっても、これによって生じた損害については、甲は責任を負わないものとします。
3. 私に対する権利の行使もしくは保全に要した費用は、私が負担します。この場合に生じた損害については、甲の責めに帰すべき事由による場合を除き、私が負担します。

第18条（届出事項）

1. 氏名、住所、印鑑その他甲に届け出た事項に変更があったときは、私は直ちに甲に書面で届け出るものとします。
2. 私が前項の届出を怠ったため、甲が私から最後に届出のあった氏名、住所にあてて通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到着しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとします。

第19条（成年後見人等の届出）

1. 私またはその代理人は、家庭裁判所の審判により、私について補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって甲に届出るものとします。
2. 私またはその代理人は、家庭裁判所の審判により任意後見監督人が選任された場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって甲に届出るものとします。
3. 私またはその代理人は、すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合、本取引開始前に前2項と同様に届出るものとします。
4. 私またはその代理人は、第1項から第3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に甲に届出るものとします。
5. 私またはその代理人は、第1項から第4項の届出前に生じた損害については、甲は責任を負わないものとします。

第20条（報告および調査）

1. 甲が債権保全上必要と認めて請求した場合は、私の信用状態について直ちに報告し、また調査に必要な便益を提供するものとします。
2. 私の信用状態について重大な変化を生じたとき、または生じるおそれがあるときは、報告するものとします。

第21条（反社会的勢力の排除）

1. 私は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、テロリスト（疑いのある場合を含む。）等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれかにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - ①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - ④暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - ⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 私は自ら又は第三者を利用して次のいずれかに該当する行為を行わないことを確約します。
 - ①暴力的な要求行為
 - ②法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③本取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて甲の信用を毀損し、又は甲の業務を妨害する行為
 - ⑤その他前各号に準ずる行為
3. 私が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第1項の規定にもとづく表明・確約に関し虚偽の申告をしたことが判明し、私との本取引を継続することが不適切である場合には、私は、甲からの請求によって、本取引による債務全額について期限の利益を失い、本取引のカードローン内容および取引規定に定める返済方法によらず、直ちに本取引による債務全額を返済するものとします。
4. 前項の場合において、私が住所変更の届出を怠る、あるいは私が甲からの請求を受領しないなど、私の責めに帰すべき事由により、請求が延着し、又は到着しなかった場合は、通常到達すべき時に期限の利益が失われたものとします。
5. 第3項の場合において、私に損害が生じた場合にも、私は甲にはなんらの請求をいたしません。また、甲に損害が生じたときは、私はその責任を負います。

第22条（合意管轄）

本取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、甲本店または甲支店の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

第23条（印紙税）

この契約により私が納付すべき印紙税は、原則として契約締結時に納付するものとします。

第24条（契約の変更）

1. この契約の内容を変更する場合（第6条第3項により利率が変更される場合を除く）、甲は変更内容および変更を私に通知（甲店頭の掲示を含む）するものとします。私は、変更日以降は変更後の契約内容にしたがい本取引を行います。

2. 前項のほか、甲は、次の各号に該当する場合には、あらかじめ、効力発生日を定め、この契約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を、甲のホームページにおける公表その他相当な方法で私に周知したうえで、この契約を変更できるものとします。

①契約内容が私の一般の利益に適合するとき。

②変更の内容が本取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき。

第25条（保証契約の更新）

保証契約の有効期間は、私が甲との間に締結した本取引契約の取引期間と同一にします。

第26条（譲渡、質入れ等の禁止）

カードおよび通帳は譲渡、質入れまたは貸与することができないものとします。

以上